

(様式第2号)

監委第76号

令和3年1月4日

太田市長 清水 聖義 様  
太田市議会議員 久保田 俊 様

太田市監査委員 高 橋 嘉一郎  
太田市監査委員 白 石 さと子

定期監査結果報告書  
(福祉こども部・健康医療部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査の対象 福祉こども部（社会支援課、障がい福祉課、高齢者福祉施設課、こども課、児童施設課、社会福祉法人監査室）  
健康医療部（健康づくり課、国民健康保険課、医療年金課、長寿あんしん課、介護サービス課）
- 4 監査の着眼点 (1) 予算の執行は適正か。(歳入歳出事務)  
(2) 勤務管理（休暇、時間外勤務、振替等）は適正か。  
(3) 補助金等の事務は適正か。
- 5 監査の実施内容  
(1) 監査の方法

定期監査の実施にあたっては、各監査対象における令和2年度（監査基準日：令和2年10月31日）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査した。

## (2) 監査の期間

令和2年11月26日から令和2年12月14日まで

## 6 監査の結果

福祉こども部及び健康医療部における予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、特に指摘すべき事項はなかったが、事務処理において留意すべき事項が一部見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。

## 7 意見

時間外勤務については、特定の職員に偏ることのないよう業務の平準化に引き続き取り組んでください。また、未収金については、滞納繰越の削減に向け、債権管理を徹底し、公平性の観点からも引き続き徴収に努めてください。

今後においても、社会保障制度における将来の課題を見据えながら、業務にあたられることを望みます。